

日本選挙学会処分規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本選挙学会会則第 8 条に基づき、会員の処分に関し必要な事項を定める。

(処分の事由)

第2条 理事会は、会員が次の各号のいずれかに該当し、かつ本会の名誉を著しく傷つけた場合は、処分を行うことができる。

- (1) 本会の会則その他の規程、倫理綱領等に違反した場合
- (2) 本会の職務を怠った場合
- (3) 法令違反その他本会の会員としてふさわしくない非行を行った場合
- (4) 故意または重大な過失により本会に損害を与えた場合
- (5) その他前各号に準ずる行為があった場合

(処分の種類)

第3条 処分の種類は次のとおりとする。

- (1) 除名 会員資格を剥奪する。
- (2) 会員資格の停止 相当な期間を定めて会員の資格を停止する。
- (3) 役員等資格停止 相当な期間を定めて役員及び委員会委員への就任の資格を停止する。現にその職にある場合は罷免する。
- (4) 登壇・寄稿の停止 相当な期間を定めて研究会での登壇、年報への論文等の寄稿の資格を停止する。

2 前項第 2 号ないし第 4 号に該当する者は、当該の資格停止の期間中についても学会の会費を納付する義務を負う。

(処分の量定)

第4条 処分の量定は、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 行為の動機、態様及び効果
- (2) 故意または過失の程度
- (3) 他の会員及び社会に与える影響
- (4) 過去の非違行為の有無
- (5) 非違行為後の対応

(処分の決定)

第5条 処分の決定は理事会が行う。

- 2 理事会は、倫理委員会に、事実の有無、内容、程度、状況等を調査させることができる。
- 3 第2条の各号に該当する疑いのある会員に対して処分を通知する前に、当該会員から退会届が提出された場合は、理事会の判断により、届出の受理を保留し、この規程に定める手続きを行うことができる。理事会は、当該会員に退会届を保留していることを速やかに通知する。

(陳述の機会の付与)

第6条 処分を行おうとする場合は、事前に、当該者に対し処分に該当する事実及び処分の種類または程度を通知し、通知した日の翌日から起算して7日以内に当該者から申立てがあった場合は、文書による陳述の機会を与えるものとする。

- 2 前項の陳述の機会の付与にあたっては、提出期日等を当該者に通知するものとする。

(再審査)

第7条 陳述を受けた場合には、理事会は、倫理委員会に再審査を行わせることができる。

- 2 再審査は1回のみとする。
- 3 理事会は、倫理委員会の再審査に係る報告に基づき、処分を決定する。

(処分の公表)

第8条 処分を行った場合は、本会の業務の透明性を確保するとともに、会員の自覚を促し、不祥事の再発防止に資するため、当該事案及び処分についての概要等を公表することがある。

(訓告等)

第9条 理事会は、第3条に基づく処分に至らないものに対して、注意を喚起する必要があるときは、書面による訓告若しくは書面による厳重注意を行うことができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会によってこれを行う。

附 則

この規程は、2023年5月21日から施行する。